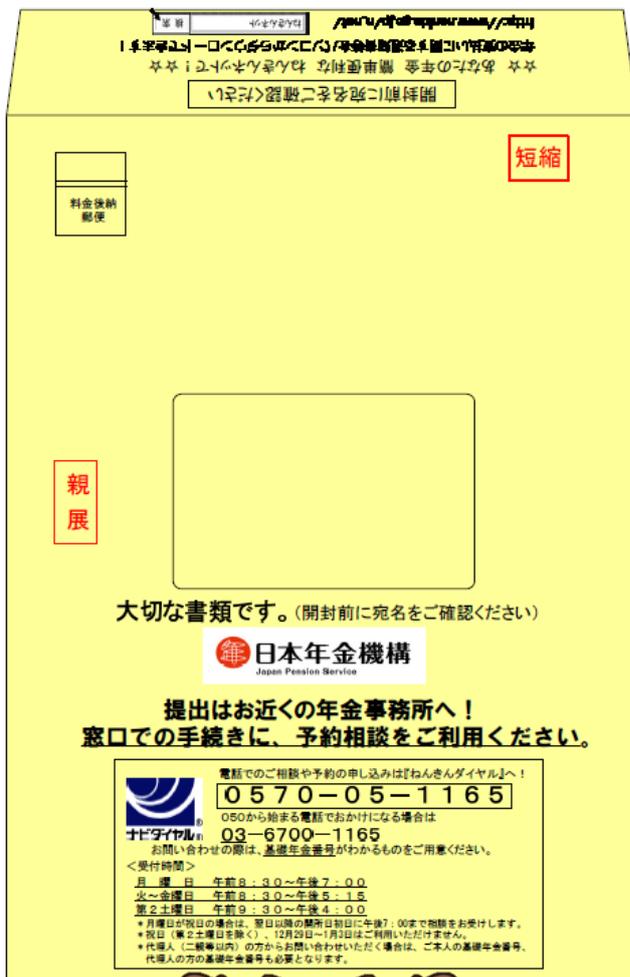


# 年金を今まであきらめていた方へ

## 平成29年8月から、年金を受給するための**必要な資格期間が25年から10年に短縮**されました！！

【表面】



※封筒はイメージです。



©ちよリス



**黄色の封筒**が届いたら、  
**お近くのJAバンク**へご相談ください！



**資格期間が10年以上あることが確認できたら？**



黄色（レモン色）の封筒に入った【年金請求書】が順次、送付されます！



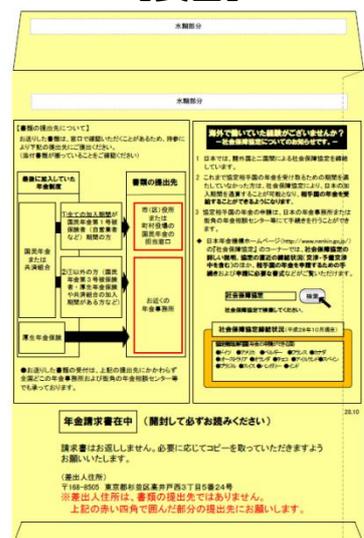
**いつごろ年金請求書が届くの？**



平成29年2月下旬～7月上旬にかけて順次送付されます！

※送付スケジュールについては、裏面をみてね☆

【裏面】



## どこから届くの？

 ほとんどの方は日本年金機構から送付されますが、  
共済組合の加入期間だけの方は、加入していた共済組合から  
送付される予定です

## いままでの年金請求書といっしょ？

 今回送付の年金請求書には、表紙の右上に赤字で「**短縮**」のマークが印字され、用紙の表紙の色も黄色で区別されます

## 送付スケジュール

送付スケジュール案	送付対象者（平成29年8月1日現在の年齢）
①平成29年2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日(91歳)～ 昭和17年4月1日(75歳)に生まれた方
②平成29年3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日(75歳)～ 昭和23年4月1日(69歳)に生まれた方
③平成29年4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日(69歳)～ 昭和26年7月1日(66歳)に生まれた方
④平成29年5月下旬～6月下旬	【女性】昭和26年7月2日(66歳)～ 昭和30年10月1日(62歳)に生まれた方
	【男性】昭和26年7月2日(66歳)～ 昭和30年8月1日(62歳)に生まれた方
⑤平成29年6月下旬～7月上旬	【女性】昭和30年10月2日(62歳)～ 昭和32年8月1日(60歳)に生まれた方
	・大正15年4月1日(91歳)以前に生まれた方 (旧法対象者) ・共済組合等の加入期間を有する方
⑥現時点では未定	共済組合の加入期間だけの方

※ 送付スケジュール・対象者は現時点の案のため、変更になることがあります。

※ 男性は、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の関係で、  
昭和30年8月1日までに生まれた方（62歳以上）が送付対象者となります。